

丹波市電気自動車用急速充電設備更新事業 -公募型プロポーザル企画提案書作成要領及び審査基準-

1 公募型プロポーザル企画提案書の作成要領

丹波市電気自動車用急速充電設備更新事業（公募型プロポーザル仕様書）（以下「仕様書」という。）の内容を理解したうえで、以下の視点に基づき企画提案書を作成するものとする。

- (1) 本事業の実施スケジュールを示すこと。なお、国の補助事業を活用する場合は、補助事業の条件に適応した内容とし、申請スケジュールなども併せて示すこと。
- (2) 事業者は、施設の駐車場区画等を十分に考慮し、施設の運用に支障をきたすことのないようEV充電設備の規模を提案するものとし、その整備方針を示すこと。
- (3) EV充電設備の更新を提案する設置場所及び選定理由について示すこと。
- (4) ユニバーサルデザイン・バリアフリー対応について示すこと。
- (5) 本事業の期間中は事業者の責任において、EV充電設備の維持管理及び運営を行い、その期間における維持管理及び運営の方法を示すこと。また、トラブル等緊急時の対応についてもその方法を示すこと。
- (6) 利用者の支払い方法を含め、EV充電設備の利用方法を示すこと。また、想定される充電1回あたりの充電利用時間についても示すこと。
- (7) 高出力な機器や1基複数口タイプ等、充電渋滞を緩和する工夫があれば示すこと。
- (8) 事業者は利用料金を決定し、利用者から当該利用料を徴収する場合には、利用料金形態を含めた事業全体の収支計画について示すこと。また、1分あたりの利用料金による提案においても、目安として1kwhあたりのおおよその利用料金について示すこと。なお、実際の利用料金については、協議の上決定するものとする。
- (9) 利用者の支払い方法を含め、EV充電設備の利用方法を示すこと。また、想定される充電1回あたりの充電利用時間についても示すこと。
- (10) EV充電設備の整備にあたっては、地域経済への還元のため可能な範囲で市内事業者を活用すること。また、周辺施設への経済貢献に関する提案があれば積極的に示すこと。
- (11) 電気自動車や脱炭素等について、市民への啓発に関する提案があれば積極的に示すこと。また、環境に配慮された電気の使用があれば積極的に示すこと。

2 審査に係る基本的な考え方

審査は、参加申請書及び企画提案書を提出した事業者を対象として、企画提案書の内容について、丹波市電気自動車用急速充電設備更新事業公募型プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）により、企画提案審査をオンラインにて実施する。評価は、評価結果を数値化する採点方式を採用し、最低水準点（総合評価点：50点）を超えた事業者のうち、総合評価点が最も高い事業者を最優秀提案者とする。

なお、参加者が4者以上の場合は、事務局による書類審査を行い、3者程度を選定したうえで評価委員会による審査を行う。3者以下の場合は、評価委員会による審査を行う。

- (1) 最優秀提案者の選定方法

最低水準点（総合評価点：50点）を超えた事業者のうち、総合評価点が最も高い者を最優秀提案者とする。

参加資格事業者が1者の場合でも審査を実施し、評価委員会において最低水準点を満たし、適切な事業者であるかを審査する。

(2) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるとき（同点のとき）の対応

総合評価点が高い者が2者以上あるときは、評価委員会の協議により最優秀提案者を決定する。

3 企画提案審査概要

(1) 実施日時 令和6年12月26日（木）（時間未定）

(2) 実施場所 オンラインによる実施

(3) 実施時間 1者あたり40分以内とする（事業者による企画提案、評価委員会による質疑応答それぞれ20分以内）。

4 評価の方法

評価は、以下の手順で行う。なお、各評価点の算出にあたっては、小数点第一位までを有効とし、小数点第二位以下を切捨てる。

(1) 評価項目の視点

評価項目は、「1 公募型プロポーザル企画提案書の作成要領」にしたがい、その視点及び配点は別表1「評価項目の視点」のとおりとする。

(2) 評価基準

企画提案書の各評価項目は、次の評価基準に応じて付与点を採点する。

評価基準	付与点	(例) 配分 10点の場合
特に優れた提案である	配分点×1.0	10×1.0=10点
優れた提案である	配分点×0.8	10×0.8= 8点
想定した程度の提案である	配分点×0.5	10×0.5= 5点
想定を下回る提案である	配分点×0.2	10×0.2= 2点

(3) 総合評価点

(2) の評価基準（配分100点）について委員ごとに採点し、各委員の合計点数を委員数で除した点数を「総合評価点」とする。

$$\boxed{\text{総合評価点} = \text{各委員の合計点数} \div \text{委員人数} \text{ (小数点第二位以下切捨)}}$$

別表1 評価項目の視点

評価項目 (1との関連)	視点	配点
事業スケジュール、 充電設備の整備、業 務実績など 【(1)～(4)】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業スケジュールは適切に組まれているか。 ・設置について、施設の運用に支障をきたさない方針が示されているか。 ・本事業と同種又は類似の事業実績はあるか。 ・ユニバーサルデザイン・バリアフリーを考慮した提案であるか。 ・2か所以上の更新について提案されているか(更新箇所が多いほど加点)。 	30点
維持管理及び緊急時 の対応【(5)】	<ul style="list-style-type: none"> ・運転状況の確認や維持管理の方法は具体的で、かつ、本市に負担を与えないものとなっているか。 ・充電設備の利用実績など、事業者が確認・管理でき、本市に報告できる仕様になっているか。 ・設備に故障や異常が生じた場合、施設の運用に支障をきたさない方法が示されているか。 ・充電設備に故障や異常が生じた場合、部品交換や修理を迅速に行うことが可能か。 ・災害や事故等のトラブルが発生した場合、本市に負担を与えない体制が整えられているか。 	30点
利用料金及び利用の 方法【(6)～(9)】	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利用料金は明快で廉価なものか。 ・高出力な機器や1基複数口タイプ等、充電渋滞を緩和する提案はあるか。 ・利用者が利用しやすい仕様となっており、利用方法が明示されているか。 ・利用者の問い合わせに対する窓口が整備されており、その連絡先が明示され、本市に負担を与えないものとなっているか。 	30点
地域経済への還元・ 市民への啓発 【(10), (11)】	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所及び周辺施設への経済貢献となる提案が含まれているか。 ・電気自動車や脱炭素等の普及啓発に関する提案はあるか。 ・使用する電気が環境に配慮されている等の提案はあるか。 ・市内事業者の活用はあるか。 	10点